

京都市消防局訓令甲第9号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市消防局長 井上 元次

本則の表4の項を削り、同表5の項中「5」を「4」に改め、同表6の項中「6」を「5」に改め、同表7の項中「7」を「6」に改め、同表8の項中「8」を「7」に、「7の項」を「6の項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)